

文教厚生委員会 会議録

日 時 令和4年3月11日（金）

午前9時00分開会，午後5時53分閉会

場 所 第1委員会室

1 開 会

2 委員長挨拶

3 協議事項

(1) 付託された議案の審査

- 1 議案第 3号 土浦市基金設置条例の一部改正について
- 2 議案第 4号 土浦市国民健康保険税条例の一部改正について
- 3 議案第 5号 土浦市放課後児童クラブ条例の一部改正について
- 4 議案第16号 令和4年度土浦市国民健康保険特別会計予算
- 5 議案第17号 令和4年度土浦市後期高齢者医療特別会計予算
- 6 議案第18号 令和4年度土浦市介護保険特別会計予算
- 7 議案第29号 令和3年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）
- 8 議案第30号 令和3年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）
- 9 議案第31号 令和3年度土浦市介護保険特別会計補正予算（第4回）

(2) 付託された請願・陳情の審査

① 新規分

受理番号1 「手話言語条例の制定等に関する請願書」

土浦市聴覚障害者協会 会長 吉沢 馨

(3) その他協議事項

- 1 霞ヶ浦医療センター土地活用事業について
- 2 公立保育所及び障害福祉施設に係る放射性物質検査について
- 3 令和3年度第1回及び第2回土浦市総合教育会議の開催結果について
- 4 第3次土浦市教育大綱の策定について
- 5 学校給食に係る放射性物質検査について
- 6 （仮称）土浦市立上大津地区統合小学校に係る報告について

4 各種委員会委員の選出

【土浦市学区審議会委員（選出すべき人数2名）】

- ・委員の任期 令和4年6月1日から令和6年5月末まで
- 現在の委員 鈴木委員，田子委員

【土浦市立学校給食センター運営審議会委員（選出すべき人数1名）】

- ・委員の任期 令和4年6月1日から令和6年5月末まで
- 現在の委員 矢口委員

5 閉 会

出席委員（7名）

委員長	下村	壽郎
副委員長	奥谷	崇
委員	目黒	英一
委員	矢口	勝雄
委員	塚原	圭二
委員	鈴木	一彦
委員	福田	一夫

欠席委員（1名）

委員	田子	優奈
----	----	----

説明のため出席した者（11名）

教育長	入野	浩美
教育部長	望月	亮一
教育総務課長	藤井	徹
学務課長	田中	裕之
学校給食センター長	寺崎	敏彦
保健福祉部長	塚本	哲生
高齢福祉課長	塚本	浩幸
国保年金課長	元川	宏
健康増進課長	水田	和広
こども未来部長	加藤	史子
保育課長	野中	佑起男

事務局職員出席者

主 幹	鈴木	優大
-----	----	----

手話通訳者（2名）

傍聴者（7名）

○**下村委員長** ただ今から文教厚生委員会を開会いたします。本日は、2名の手話通訳

者並びに請願者の皆さんお越しいただいております。よろしくお願ひいたします。当文教厚生委員会へ付託されましたが、請願が新規1件ございます。協議事項(1)議案の審査に入る前に、先に協議事項(2)請願・陳情の審査に入ります。まず新規の請願、受理番号1、手話言語条例の制定等に関する請願書となります。資料は、文教厚生委員会、令和4年、3月11日開催を準備してください。資料4となります。事務局より請願書の朗読をお願いします。

○鈴木議会事務局書記 事務局です。朗読させていただきます。手話言語条例の制定等に関する請願書。趣旨。2011年(平成23年8月)に改正された障害者基本法の第3条において、「全ての障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られなければならない」と規定され、意思疎通のための手段の例示として、手話を含む言語が挙げられました。また、同法第22条において、情報の利用におけるバリアフリー化等の施策の実施を国及び地方公共団体に対して義務付けております。しかし、聴覚障害者が日常生活や職場などで、意思疎通の手段として自由に手話を使い、情報を得る機会を確保することができる社会を作るためには、手話が日本語と同じように発展していく必要があります。既に、茨城県では、茨城県手話言語の普及の促進に関する条例が制定されているが、更なる手話の普及及び聴覚障害者への理解を促進するため、土浦市においても、手話言語条例を制定されるよう願ひいたします。請願事項。1、上記内容を踏まえた手話言語条例の制定。2、小学校、中学校に通う児童生徒が手話を学ぶ大切さを知り、学びの意欲を高めるために、手話の正しい理解に役立つハンドブックを作り、配布すること。3、手話奉仕員養成講座の拡充。現在市が実施している入門講座及び基礎講座に加え、両講座の中間を担う講座及び基礎講座の後のフォローアップ講座を新たに設けていただきたい。以上となります。

○下村委員長 ありがとうございます。委員の皆さんの御意見等をお伺ひいたします。

○鈴木委員 請願趣旨の下の請願事項のところ、特に2番と3番ですね。小学校、中学校に通う児童生徒が、手話を学ぶ大切さを知り、学びの意欲を高めるために、手話の正しい理解に役立つハンドブックを作り、配布すること。これは非常に良いと思うのですが、もう一步踏み込んで、手話ができるくらいにしておいた方が、いいかなというところ。条例にはそれをうたう必要はないと思うのだけれども、それぐらいのことをしないと、例えば自分がいつ、そういう状態になるか分からない訳ですよ。子供の頃から手話を使えるようになっていけば、もしそういう状態になった時にも、スムーズに意思の疎通ができるということで、ぜひこれは条例の制定をした時には、小さい頃から手話を学べる環境を整えていただきたい。その下、小学校、中学校を経過した我々のように、手話の基本が分からない人たちというのが、この3番が該当すると思うのですが、なるべく幅広い人たちが公民館講座等でもいいので、せいぜい私たちが今からやったとしても入門講座程度の知識しかつかないと思うのですが、それでもこういうのを広く市民に広げるといのは、大変意義があると思うので、請願は採択して条例制定に向けて、文教厚生委員会として取り組んでいきたいというのが、私の意見です。

○塚原委員 私も鈴木委員と同様でして、やはり小さい頃から手話になじむ、それに対して理解を深めるという意味では、やはり小中学校に通う生徒に手話を学ぶ機会を作るというのは、非常に大切でしょうし、手話というのはこういうものだ、これは本当に大切なものなのだということを理解するという意味でも、良い条例だと思いますので、私自身もこの条例については賛成ということで、意見をとおしたいと思います。よろしくをお願いします。

○目黒委員 私も賛成でございます。手話の奉仕員の方、イベントごとだったり、こういう人が集まる場に何人必要だとか、こういった時に必要だというのが、もしアピールしていただければ、もっと広く市民の方にも伝わると思いますし、不勉強で申し訳ないのですけれども、手話の検定試験などもあるようでございますので、こういうのがあるからもっと協力してくださいというようなかたちで、我々もしそれを分かれば、もっと広めていきたいと思っておりますし、そういった困っている方がいるのだということで、ぜひ条例を制定して、ボランティアの周知だったりとか、そういった困っている方がいるのだということを、皆に周知して皆で助けようという流れになればいいと思っております。この条例は私も賛成でございます。

○奥谷副委員長 私もこの趣旨には賛同いたします。我々はなかなか手話にはかかわりがなかったのですが、ここにあるように小さい頃から手話に携わるというのは、非常に大事なことなのかなと思っておりますので、特にそういうお子さんたちにも理解を進めるということは非常に賛成もできます。私もこの趣旨には、賛同いたします。以上です。

○福田委員 以前の職場で、聴覚障害の方と一緒に仕事をする機会があったのですが、その時感じたのがやはり基本だけでも手話をマスターしていれば、非常に便利だなということを実感いたしました。そういったこともありまして、反対する理由がありませんので、この請願は採択ということにしたいと思います。

○下村委員長 私からは、先ほど鈴木委員が話をしていた、小学校からという。筑西市では、こういうハンドブックがありましたので、中々良いものです。これが、小中学校、市民全体に渡されているようですが、こういうふうに取り組んでいる自治体もあるというのが一つ分かりました。ほかには、先ほどの県の条例がありますので、県の条例に沿って自治体がやっていかなければならないのでしょうかけれども、現在茨城県では、県と筑西市のみです。ほかには、日本では鳥取県が一番最初に条例をつくったというような流れです。私からは以上です。それでは、皆さんの御意見をいただきましたので、採決をいたします。受理番号1の請願の採決をいたします。本採決を採択とする方は、挙手を願います。

(5名全員挙手)

○下村委員長 ありがとうございます。受理番号1は、賛成多数で採択といたします。これで付託されました請願・陳情の審査は以上になります。暫時休憩といたします。休憩中に文教厚生分科会を行います。

【休憩】

(午後3時21分再開)

○**下村委員長** 文教厚生委員会を再開いたします。先に中澤課長より報告があるそうです。

○**中澤文化振興課長** 鈴木委員より資料提出を求められた件につきまして、お手元の机の上に資料を配付させていただきました。旧土浦藩領谷和原村代官所長屋門について、これまでの経緯と歴史的な価値などについて資料をまとめたものをおいてございます。また、当時の写真と旧新治庁舎倉庫内での保管状況の写真もつけてございます。後ほど御覧になっていただければと思います。説明は以上です。

○**下村委員長** 協議事項1，付託された議案の審査に入ります。議案第3号，土浦市基金設置条例の一部改正についてを議題といたします。資料は，文教厚生委員会，令和4年，3月11日開催をお願いします。執行部より説明願います。

○**元川国保年金課長** 議案第3号，土浦市基金設置条例の一部改正について御説明いたします。委員会資料で説明させていただきます。資料1をお願いいたします。まず，1の改正理由でございますが，本条例の第6条第2項において，「土浦市国民健康保険財政調整基金の運用益金については，保健施設事業の経費に充てる場合には，基金に編入しないことができる」ことが規定されております。こちらの第6条第2項の条文中にございます保健施設事業につきましては，昭和50年代に国が推進していたもので，現在はこの事業自体がなくなっており，本市において国民健康保険特別会計で当該事業を行うことはないため，本条例の一部を改正するものでございます。2の改正の内容につきましては，ただ今説明させていただいた，土浦市国民健康保険財政調整基金の運用益金の処理について規定している第6条第2項を削除するとともに，併せて，文言の修正を行うものでございます。以下，3といたしまして，1ページ下部から4ページにかけて，新旧対照表を記載させていただきましたので，御参照ください。本条例の施行日につきましては，4ページの資料末尾にございますとおり，公布の日から施行するものでございます。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

（「なし」の声あり）

○**下村委員長** それでは，採決をいたします。議案第3号は，原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○**下村委員長** 御異議なしと認めます。よって，議案第3号，土浦市基金設置条例の一部改正については，原案どおり決しました。つぎに，議案第4号，土浦市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より御説明をお願いします。

○**元川国保年金課長** 国保年金課でございます。議案第4号，土浦市国民健康保険税条例の一部改正について説明いたします。委員会資料で説明させていただきますので，資料2をお願いいたします。1の改正理由でございますが，まず，国民健康保険税の賦課方式は，現在，県内では市町村ごとに異なっており，本市においては，所得額に応じて賦課される所得割，加入者1人当たり定額が賦課される均等割，1世帯当たり定額が賦課される平等割による3方式を採用しております。この賦課方式について，県では，

令和2年10月に茨城県国民健康保険運営方針を一部改定し、令和4年度から県内市町村の賦課方式を所得割と均等割による2方式に統一することを目指すとしているところでございます。これを受けて、本市では、令和4年度からの国保税の賦課方式について、土浦市国民健康保険運営協議会への諮問、審議を経て、本年1月25日に答申をいただいたところでございます。この答申に基づいて、令和4年度から国保税の賦課方式を現行の3方式から2方式に変更するため、本条例を一部改正するものでございます。また、併せて、地方税法の一部改正により、令和4年度から実施される、未就学児の国保税均等割5割軽減及び本市独自に実施いたします、18歳までの均等割5割減免等についても、新たに規定するものでございます。2の改正の概要につきましては、(1)といたしまして、賦課方式を現在の3方式から2方式に変更するため、平等割に係る規定を削除し、均等割額について、医療分の2万2,800円を2万8,000円に、支援分の7,600円を9,000円に、介護分の9,100円を1万円に改定するものです。(2)といたしまして、保険税の減額要件に、未就学児の均等割5割を減額する規定を新たに設けるものです。(3)といたしまして、保険税の減免要件に、18歳までの均等割5割を減免する規定を新たに設けるものです。(4)といたしまして、その他、これらの改正による関連条文の整理等を行うものでございます。次の3につきましては、新旧対照表で、1ページ下部から23ページまででございます。なお、2の改正の概要(4)に上記改正による関連条文の整理等とございますが、関連条文の整理以外の主な改正につきましては、新旧対照表を使って2点ほど説明させていただきたいと存じます。まず、1点目は、これまで土浦市国民健康保険旧被扶養者に関する減免取扱要項で規定しておりました減免の対象者及び減免の期間について、本条例の減免規定により明確化するものでございます。資料10ページをお開きください。こちらにございます左の中ほどにございます第25条第1項第3号がただいま申し上げた、これまで要項で規定しておりました減免の対象者について規定をする部分です。つづきまして、資料18ページをお願いいたします。こちらにございます付則第16が減免の期間について、それぞれ改めて条例で規定するものでございまして、現在、実施している当該減免の内容に変更はございません。つづきまして、資料11ページをお願いいたします。25条第2項という部分になります。こちらは、東京電力福島第一原子力発電所事故に係る減免の特例等に対応するため、第25条第2項において減免の申請期限を設定しない特例を設けるものでございます。これにより、資料の末尾にございます、今まで毎回専決処分の方で御報告させていただいております東京電力福島第一原子力発電所事故に係る減免の特例という部分が、付則が不要となりますので削除となります。このような改正が、今回の2方式以外の部分で2点ほどございましたので、改めて新旧対照表を御案内させていただいたところでございます。ページ数と合致していなくて申し訳ありませんでした。その他の改正内容につきましては、先ほど冒頭でお話した内容の改正に関連するものでございますので、新旧対照表を御参照願います。最後に施行日等でございますが、最後のページにありますとおり、本条例は令和4年4月1日から施行することとし、改正後の規定については、令和4年度以後の年度分の国保税について適用し、令和3年度以前の年度分の国保税に

については、従前の例にすることとするものでございます。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** それでは、採決をいたします。議案第4号は、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**下村委員長** 御異議なしと認めます。議案第4号、土浦市国民健康保険税条例の一部改正については、原案どおり決しました。つぎに、議案第5号、土浦市放課後児童クラブ条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○**野中保育課長** それでは、資料3をお願いいたします。議案第5号、土浦市放課後児童クラブ条例の一部改正について、御説明させていただきます。1番の改正の理由ですが、土浦第二小学校児童クラブの待機児童解消のため、令和3年度に第3児童クラブ室の創設を行いまして、令和4年4月1日より児童クラブ数が増加するため、土浦市放課後児童クラブ条例の一部を改正するものです。2番の改正内容ですが、市が設置する放課後児童クラブの名称及び定員について、土浦第二小学校第3児童クラブの欄を追加するものです。3番の新旧対照表を御覧いただきまして、改正後の第3児童クラブの定員は、40名になります。4番の施行予定日は、令和4年4月1日になります。説明は、以上でございます。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○**塚原委員** この40人で、待機児童解消になるということでもよろしいですか。

○**野中保育課長** 当初第二小学校の児童クラブの待機児童人数は12名でございました。今回定員が40名ですので、解消はされるということになります。以上でございます。

○**下村委員長** ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** それでは、採決をいたします。議案第5号は、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**下村委員長** 御異議なしと認めます。よって、議案第5号、土浦市放課後児童クラブ条例の一部改正については、原案どおり決しました。協議事項1、付託された議案の審査の途中ですが、先に協議事項3、その他協議事項に入ります。霞ヶ浦医療センター土地活用事業について執行部より説明をお願いします。

○**水田健康増進課長** 資料5、霞ヶ浦医療センター土地活用事業をお開きいただければと存じます。霞ヶ浦医療センターにつきましては、昨年土地の有効活用を図るため、病院の一部を希望する民間事業者に対して公募を行い、事業者の内定までいったところでございますが、下の1の辞退理由のほう御覧いただきたいと思っております。内定事業者でありました、株式会社中内の代表取締役社長でございます櫻井一男氏が、本年1月3日に御逝去されました。これを受けまして、株式会社中内、それから医療法人社団桜水会の

両法人の幹部会で協議が行われた結果、これから実施される新規事業につきましては、一旦白紙に戻すという結論に達したとのこと。そのようなことから、事業者の方から辞退の申し出がありましたので、御報告をさせていただくものでございます。説明につきましては、以上でございます。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○**鈴木委員** 辞退をされたということは仕方がないと思うのですが、決定に至る過程で何社かで競り合って選ばれなかったところがありますよね。そういうところを含めて、もう一回仕切り直しになるのか、それとも前回次点だったところが繰り上がるとか、その辺の動きというのはどういうふうにやっていくのでしょうか。

○**水田健康増進課長** 公募に対して去年は1社、株式会社中内だけの公募でございました。ただし、この公募をしてから説明を求める事業者のほうは、ほかにも数社あったと聞いてございます。そのようなことから、医療センターの方では、引き続き、再度公募をする準備をこれから整えていきたいということでもございました。その時期等についてはまだ未定でございますが、内容等分かりましたらまた御報告をさせていただきたいと存じます。以上でございます。

○**下村委員長** ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** つぎに、公立保育所及び障害福祉施設に係る放射性物質検査について執行部より御説明願います。

○**野中保育課長** 資料6をお願いいたします。公立保育所及び障害福祉施設に係る放射性物質検査について、御説明させていただきます。1番の対象施設ですが、公立保育所5か所と療育支援センター及びつくしの家になります。2番の経緯につきましては、これまで上記の施設では、給食食材の安全確保と保護者等の不安を解消することを目的に、平成23年12月から放射性物質検査を開始し、公立保育所は本庁舎内の測定器で、療育支援センターとつくしの家では、つくしの家内に設置した測定器で、市独自の検査を実施してまいりました。測定開始当初は、毎日測定をしていましたが、平成29年9月からは、検査方法を見直し、公立保育所では週1回、療育支援センターとつくしの家では、毎月1回、一般小売店から納品された食材の測定を行い、主に根菜類になりますが、その結果を市ホームページに掲載しておりました。3番の今後の対応については、以下の3つの理由により、市独自の検査を廃止したいと考えております。1点目なのですが、放射性物質検査については、安全と安心の確保を目的として、約10年実施してきたが、これまでの測定の結果は、全て検出下限値以下であり、基準値を超えたものは出ていないこと。2点目は、公立保育所等では、全て市場に流通する食品を使用しているが、これらの食品については、安全が確保されていること。こちらは、食品衛生法第6条第2号に基づき、基準値を超えた食品については、国や県等において、廃棄、回収等の措置をとることになっていること。また、基準値を超える品目については、原子力災害対策特別措置法第20条第2項に基づき、出荷制限がかかることになっているためです。3点目は、公開されている国や県等のモニタリング情報を常時確認することにより、市独

自で放射性物質検査を実施しなくても、安全性の確認が可能であること。以上の理由によりまして、市独自の放射性物質検査を廃止したいと考えております。説明は、以上でございます。よろしく願いいたします。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○**矢口委員** 学校給食のほうも同様の報告がこの後にあるわけですが、今まで10年間やってきて、ここで一区切りというので、質問させてもらいます。このことに対する費用が掛かっていたのかどうかというのが1点。あともう一つは、今まで保護者の方々から、これを不安がる声はあったのかどうか。よろしく願いいたします。

○**野中保育課長** まず費用のほうなのですが、こちらの検査機器のメンテナンス料が年間で約33万円掛かっておりました。こちらのシンチレーションの検出器の方になるのですが、耐久というかかなり、10年使ったので古くなっておりまして、そちらを交換する費用が約55万円。それとつないであるパソコンなのですけれども、こちらの方も10年経ってかなり古くなっておりまして、そちらが70万円掛かるということで、継続するにはかなり費用が加算することがありました。保育所等には、食材についての放射性物質検査についての苦情等は来ておりませんでした。

○**下村委員長** ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** つぎに、令和3年度第1回及び第2回土浦市総合教育会議の開催結果について執行部より説明をお願いします。

○**藤井教育総務課長** 資料7をお願いいたします。令和3年度第1回及び第2回土浦市総合教育会議の開催結果についてでございます。第1回土浦市総合教育会議の開催結果についてでございますが、令和3年12月24日に開催しました。出席者は20名で、会議構成員は市長、教育長、教育委員3名の5名です。事務局等は記載のとおりです。議題は、次期(第3次)土浦市教育大綱の策定についてです。議事結果は、大綱の原案について説明し、会議の中で出された意見を参考に最終案を作成し、第2回の会議で提示することとなりました。次に、第2回の開催結果についてでございますが、令和4年2月15日に開催しました。出席者は第1回と同じです。議題は、一つ目が第3次土浦市教育大綱(案)について、二つ目が学校における働き方改革についてです。議事結果にございますが、1については、大綱の最終案について承認をいただきました。教育大綱については、このあとまた後で説明をさせていただきます。2については、学校における働き方改革の取組について意見交換を行い、今後とも教育委員会と市長部局において十分な意思疎通を図り、学校における働き方のあるべき姿や、働き方改革の課題を共有して事業を進めていくこととなりました。説明は以上でございます。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** 私から。報告が遅いのではないですか、日付からいくと。臨時議会もあったし、事前に委員会もあったし。12月24日だから仕方がないけれども、事前の委員会でもできたと思うのですよね。よろしく願いいたします。つぎに、第3次土浦市

教育大綱の策定について 執行部より説明をお願いします。

○藤井教育総務課長 資料8をお願いいたします。資料8, 第3次土浦市教育大綱の策定でございます。2ページをお願いします。1, 大綱の趣旨ですが, 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき, 市長が, 教育, 学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として定めるものです。2, 大綱策定の考え方ですが, 現教育大綱と同様に, 本市の教育行政は, 市総合計画に基づき, 各種施策に取り組んでいることから, 第9次土浦市総合計画基本構想の教育に関する施策を基本として定めるものです。3, 対象期間についても, 同計画に合わせて令和4年度から10年間の計画とするものです。3ページをお願いします。5, 基本理念として「夢と希望を持ち誰もが輝く元気な土浦の人づくり」を掲げ, 7, 基本方針として, 「基本方針1時代の変化に対応した学校教育の充実」から「基本方針5歴史・文化遺産の保存・継承と文化芸術活動の推進」まで5つの基本方針を掲げ, 教育行政を推進するものです。なお, 第3次土浦市教育大綱は, このあとにその他資料の計画, プラン等の教育委員会に掲載いたします。また, ホームページ等に掲載し, 周知いたします。説明は以上でございます。

○下村委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 つぎに, 学校給食に係る放射性物質検査について執行部より説明をお願いします。

○寺崎学校給食センター長 資料9をお願いします。学校給食に係る放射性物質検査について御説明いたします。1番ですが, 学校給食の放射性物質検査の現状についての経緯でございます。これまで給食センターでは, 給食食材の安全確保と保護者等の不安を解消することを目的に, 東日本大震災以後の平成23年9月から外注による放射性物質検査を開始し, 同年11月からは検査測定器を購入し, 市独自の検査を実施してまいりました。平成30年度からは, 徐々に検査対象食材の縮小を重ねながら, 現在に至っては調理後の給食について測定を行い, その結果を市ホームページに掲載しております。つぎに2番の今後の対応といたしましては, 放射性物質検査を廃止してまいりたいと考えてございます。その理由といたしましては, 先ほどの保育課の説明と重複いたしますが3点ございます。まず一つ目に, 給食センターでは学校給食の安全と安心の確保を目的として, 放射性物質検査を実施し約10年が経過しましたが, これまでの測定結果は全て検出下限値以下であり, 基準値を超えたことはないということからです。二つ目に, 食品衛生法によれば有害な物質を含むものは, 市場に流通させてはならないということになっており, 当然給食センターで使っている食材は, 全て安全が確保されているということからです。三つ目に, 国や県のモニタリング情報をインターネット等で把握することができるため, いつでも安全性の確認が可能であるからです。以上の理由から, 放射性物質検査については, 市としての役割は収束したと思われることから, 今年度をもって終了する方向で考えております。なお, 参考までに県内では12市町村が給食センターの放射性物質測定について, 既に廃止をしております。また万が一, 将来的に検査の必要が生じた際には, 検査に対応できる体制を整えておく必要があることから, 町内

他部署で管理をする測定器の利活用を含め、今後は検討してまいります。あと、先ほどの矢口委員の御質問が保育課の方にありましたので、給食センターとして御質問に回答させていただきます。まず、放射性物質検査にはどの程度の費用が掛かっているのかについてですが、給食センターとして検査に係る経費としましては、測定器の点検手数料、検査用の賄材料費、残菜堆肥化委託料などとなっていて、年間53万6,000円ほどとなっております。もう1点ですが、保護者から問い合わせ等がこれまでであるのかということでございます。給食センターへの問い合わせには、令和2年度に1件ございました。それ以降の問い合わせはございません。その1件というのは、内容としましては給食で芽止め処理をしたジャガイモを使っているか、いわゆる放射性検査をしたジャガイモを使っているかということなのですが、あとは、給食の放射性物質検査が行われているのかという御質問でした。回答としては、芽止め処理を行っていないジャガイモは、規格で定められているため、放射線照射を行ったジャガイモは一切使用していませんと回答しています。また、検査についても調理後の給食で行っており、結果は全て検出していないということで回答させていただいて、御納得いただいております。以上が説明となります。よろしく申し上げます。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** つぎに、(仮称)土浦市立上大津地区統合小学校に係る報告について 執行部より説明をお願いします。

○**藤井教育総務課長** 資料10をお願いします。(仮称)土浦市立上大津地区統合小学校に係る報告についてでございます。小学校整備の参考とするため、小学校、公民館、図書館の複合施設である埼玉県志木市の志木小学校を視察しましたので報告をさせていただきます。2の複合施設整備の背景ですが、小学校と近接する公民館、図書館の建物の老朽化、耐震化問題解決策として、施設を複合し、児童と地域住民が直接交流を持つことで、地域で子どもを育てるという考え方のもと、整備を行っています。3の学校概要は記載のとおりです。4の複合化の効果ですが、複合化により延べ床面積が35パーセント減少しました。施設の相互利用が可能となり、学校工作室と公民館工作室を利用するなど、活動の幅が広がるとともに今までよりも多くの利用団体の活動拠点が担保されるようになりました。市立図書館を授業で利用することで、児童の学習効果も上がり、学力の伸びが県平均より高い基準で上回っており、学区内の人口も増えているとのことです。市民と児童、教職員の交流が深まり、信頼関係が生まれ、合同で事業や行事を行うことで、地域ぐるみでの見守りが実現しております。5の複合化の課題になりますが、職員室と図書館、公民館の事務室が、近いほうがより交流が図られると思われました。学校施設も市民への貸出を行っていますが、特別教室は無料としているため、有料に向けて検討しているとのことです。説明は以上ですが、視察の際、資料をいただきました。資料11でございます。施設整備から、これまでの運営状況が記載されておりますので、後ほど、御覧いただきたいと思っております。報告は以上でございます。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** 次の協議事項からは特別会計となり、保健福祉部のみとなります。

その前に、こども未来部と教育委員会からその他ございますか。

○**田中学務課長** 学務かからは2点ほど御報告があります。特に資料は御用意してございません。1点目は、土浦幼稚園の閉園式について御報告いたします。土浦市立幼稚園の再編計画により、土浦幼稚園は今年度の令和4年3月31日をもって閉園となります。閉園にともない、3月17日木曜日に閉園式を行うものでございます。なお、現在のコロナ禍の状況から来賓の方の御出席は市議会議長のみとさせていただき、園児とその保護者の方及び教職員のみで閉園式を執り行う予定でございます。2点目につきましては、2月21日の文教厚生委員会の時に、昨年9月の学校視察時に土浦小などで、オンライン授業を行った際の通信状況に、支障が出たことに対する対応について、御報告させていただきます。校舎内の内部要因につきましては、昨年9月の臨時休校期間が終了しましたらすぐ、学校でのインターネット速度の測定などの調査を行いました結果、今のところ学校内の通信には異常が認められませんでした。外部要因につきましては、一般的に会社などの業務でインターネット利用が最も多い時間の午前11時頃に、学校の聞き取りによりますと通信状況が悪化するということでしたので、今回もその可能性があると思われませんが、その後通信速度の極端な低下は確認されておりません。しかし、今後も同様の症状が出る可能性があることから、今年2月の臨時休校の際に、やはり通信速度の低下が確認された大岩田小学校をテストケースとして、通信事業者が時間ごとに通信状態の調査を行いまして、改善策を実施してございます。また、これで効果が見られなかった場合には更なる改善案として、通信事業者等の変更などについても検討してまいります。なお、以前御指摘をいただいた、ネットワーク工事の品質保証につきましては、これはあくまでも学校内の配線の品質を保証するものであって、インターネットの通信速度を保証するものではないため、瑕疵である可能性は低いと思われれます。説明は以上でございます。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○**塚原委員** 今の課長の報告では、土浦小学校では環境が悪いところが見られなかったという。状況によって遅いこともあるかもしれないけれども、見られませんでしたということですか。それは、御自分で行って見られているのですか。誰かに頼んでですか。

○**田中学務課長** 学務課の職員も見に行っておりますし、通信状況が悪いという時は業者等を派遣している状況もありますが、極端に通信状況が悪いところはそれほど学校数はないと聞いております。

○**塚原委員** 私は、実際に21日以降もおじゃまして、1日100人やったらもうほとんど通じないのですよと、速度が悪くてほかの学校と比べたら土浦小学校は何をやっているのだと父兄から言われているのですよ、と散々聞いているのですね。それにもかかわらず教育委員会が確認をしに行ったらなんでもありませんと、問題ありませんと。よく分からないのだけれども、その辺はどうなっているのですかね。先生方も言われています、私に。先生方も遅くて、ほかの学校からもそう、100人単位で時間を区切って、

教務主任の先生がやって、やっと100人単位でやれているのですよと。ほかの学校では、ある程度全体でやっても時間は4時間、5時間できるけれども、土浦小学校はできないのですよと。先生方が言っているのですよ、校長先生も。なのに、教育委員会が見に行ったらなんでもありませんと。全然納得ができないのですけれども。

○下村委員長 塚原委員、納得ができないですね。

○塚原委員 はい。

○下村委員長 しっかりとこれは対応していただきたいと思います。

○望月教育部長 塚原委員からのお話については、我々も認識は一緒でございます。速度が若干遅くて、オンライン授業の妨げになっているということは、よく把握してございます。今、課長の方から説明があったのは、内部的な回線の品質という問題で、異常という程度は認められないという意味でお話をさせていただいたところでありまして、結果としては現状ではやっぱり不都合があるということは、十分に認識しておりますので、先ほど例に上げました大岩田小学校でいろいろ、回線自体を変えたり、大元の機器を変えたりして調査をしております。さらに、その効果は来週からまた休校期間入りますので、実際に業者が立ち会って効果を見て、場合によっては通信事業者の方も変えることが必要かどうか、全体として考えていきたいと思っておりますので、十分にそこは改善ができるように努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○下村委員長 教育部長。これは、GIGAスクール構想の中で、こういう一人1台タブレットとか、パソコンとかということ、当然LANケーブルなのかな、そういったものまで含めて、工事をやったわけですよ、お金を出して。その時に、どのようなコンサルを入れたということなのですよ。ただ通信事業者を選定して、こうやってやってやって性能の確保ができない。だから、あれだけ何億という金を掛けたのだから、それなりのことをやるべきだったのだろうと、結果としてはね。私はそういうふうを感じるのです。先ほど塚原委員からもありましたけれども、私は、土浦第一中学校に午前中訪問したわけです。全然駄目よ、通信障害が起きてしまって。子供たちがいる時にやるというのも大切だし、休校している時にはなんら障害なんて何にもないのだよ。なぜかという一斉になんて使わないから。使っているのは、先生が学校内で1台か2台。要するに各教室に1台なわけですよ。ところが、ハイブリット型の授業をやると、半分が残って、半分が家だというと、残った人たちも動かすわけですよ。だから、条件が全然変わってしまうわけですよ。それで、私が言ったけれども、ケーブルテレビのそれを使ったら遅いですよ、障害が起きますよって。止まっちゃうのだから。そこで、光ケーブルを使っていればそんなことはないし、そういった素人でもある程度のところまでは想定できるのけれども、セクションというのかな、ジャンクションというのかな、途中途中にいろいろな接続する部分があって、それが通信障害を起こす場合もあるので、そういったことを第三者のプロに見てもらえばいいのですよ。コンサルさんを入れて。本当に、子供たちは「あれっ」とやっていたのだから。これは子供たちが、特にハイブリットでやったら特にそうなのです。それは、きちっと調べるのが大切かなと私は思っておりますので、塚原委員と同じ考え方です。よろしく願いいたします。

○望月教育部長 しっかりと調べさせていただきまして、改善できるように努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○下村委員長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 委員の皆さんからこども未来部と教育委員会へその他ございますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 私から教育委員会にはっきりと申し上げます。報告が遅いです。今日は本委員会なわけですから、本委員会の中で報告がいっぱいあっても、まだまだ我々は残っているわけですよ。もっと早めに報告をいただけるように努力をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○入野教育長 私から一言。いろいろなケースで多々遅れていると、委員長からお話がありました。今後も引き続き気を付けて対応したいと思います。一つだけ、大綱の報告が遅れたことにつきまして、御説明をさせていただきます。先ほど課長が説明したとおり、総合教育会議が2月15日に行われ、大綱がほぼ決定いたしました。そのあと、速やかに法律に基づいて、市長が決定をしたわけですが、その後教育委員会に報告をしなければならないといった内部のルールがございます。やむなく事前の委員会に報告ができなかったことは、大変申し訳なく思っております。今後は速やかに事前の、また仮の事前の報告も含めて、肝に銘じて対応していきたいというふうに考えていますので、御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○下村委員長 申し訳ございません。ありがとうございます、よろしくお願いいたします。これで、こども未来部と教育委員会は終わりいたします。暫時休憩とします。特別会計のない執行部は、退席して結構です。長時間お疲れ様でした。再開は、午後4時25分とします。

【休憩】

(午後4時23分再開)

○下村委員長 再開いたします。協議事項1、付託された議案の審査に戻ります。議案第16号令和4年度土浦市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。資料は、本会議、令和4年第1回定例会、事前配付資料、令和4年度土浦市予算書をお願いします。執行部より説明願います。

○元川国保年金課長 議案第16号、令和4年度土浦市国民健康保険特別会計予算(案)について、説明させていただきます。254ページになります。歳入歳出予算の総額は、それぞれ142億1,573万2,000円で、対前年度比では、7,365万4,000円、0.5パーセントの減となっております。減額の主な要因につきましては、被保険者数の減少に伴う保険給付費の減額によるものでございます。なお、国保の加入状況につきましては、令和4年1月末現在で、被保険者数が3万830人、前年同月比で1,469人、4.5パーセントの減という状況でございます。258ページをお願いいたします。第2表債務負担行為でございます。健診委託料につきましては、健診後に実施する特定保健指導が一定期間を要し、年度を越える場合があることから、期間と限度額

を設定するものでございます。その下にございますジェネリック医薬品利用差額通知事業委託料につきましては、通知後のレセプトデータによる効果測定が年度を越える場合があるため、期間と限度額を設定するものでございます。それでは、歳入から説明させていただきますので、262ページをお願いいたします。1款国民健康保険税は、歳入予算額の18.5パーセントを占めるもので、被保険者数の減少、また、後ほど7款繰入金で御説明させていただきますが、賦課方式の変更に伴う負担軽減のための財政調整基金の活用等により、前年度との比較では、約2億9,200万円の減となっております。1項、1目一般被保険者国民健康保険税及び2目退職被保険者等国民健康保険税に区分され、更にそれぞれ、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の3つの区分の現年課税分と滞納繰越分という分類になってございます。ページがとびまして、265ページをお願いいたします。4款国庫支出金、1項、1目災害臨時特例補助金は、東日本大震災の福島原発事故に伴う避難者の国保税及び医療機関等に支払う一部負担金の減免分を補填するために交付されるものでございます。266ページをお願いいたします。5款県支出金、1項1目保険給付費等交付金でございます。1節普通交付金は、被保険者の医療費である保険給付費の支払いに必要な費用が県から全額交付されるものでございます。2節特別交付金のうち、保険者努力支援分は、各保険者における医療費適正化や収納率の向上等、国保が抱える課題に対する取組などの努力に対して、点数に応じた支援金が交付されるものでございます。特別調整交付金分は、市町村の特別な事情等を考慮して交付されるものでございます。県繰入金（2号分）は、県の国民健康保険運営方針に対する取組状況の評価や財政力等を勘案した算定額が交付されるものでございます。268ページをお願いいたします。7款繰入金、1項、1目一般会計繰入金でございます。前年度との比較では、4.2パーセントの減となっております。1節保険基盤安定繰入金から、5節財政安定化支援事業繰入金までは、国が定める一般会計からの法定分の繰入れでございます。1節保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）は、一般被保険者の低所得者に対する保険税軽減分として、県4分の3と市4分の1の負担金を繰り入れるものでございます。2節保険基盤安定繰入金（保険者支援分）は、低所得者が多い保険者に対する支援分として、国2分の1、県4分の1、市4分の1の負担金を繰り入れるものでございます。6節その他一般会計繰入金につきましては、財源不足等を補填するために、法定外分として計上している繰入金でございます。なお、令和4年度は、国、県が推進している赤字削減、解消の方針に基づき、決算補填目的には当たらない経費のみの繰入れとし、前年度比で50.0パーセントの減となっております。2項、1節財政調整基金繰入金につきましては、国保特会分の財政調整基金からの繰入金で、県が策定する茨城県国民健康保険運営方針に基づき、令和4年度から国保税の賦課方式を変更するに当たり、新型コロナウイルス感染症の影響等を鑑み、負担軽減を図るために繰入れを行うものでございます。内訳といたしましては、全体の負担軽減に3億円、また、令和4年度から制度化される未就学児の均等割5割軽減に加えて、市独自に行います18歳までの均等割を同様に5割軽減とするために2,699万6,000円を計上しております。ページとびまして、270ページをお願いいたします。9款諸収

入、1項、1目延滞金は、国民健康保険税の延滞金でございます。以上が歳入予算でございます。つづきまして、歳出予算について説明いたしますので、272ページをお願いいたします。1款総務費、1項、1目一般管理費は、国保給付係職員8名、会計年度任用職員1名分の人件費と国保事務執行に係る一般事務経費で、前年度との比較では、3.4パーセントの増となっております。12節委託料の弁護士委託料は、交通事故による第三者の不法行為に係る保険給付について、国保連合会より保険者である本市に対し、訴訟の提起を行うよう要請があったもので、当該案件について、市の顧問弁護士に委託するための第三者行為訴訟代理人委託料でございます。2目国保連合会負担金は、県国保連合会に加入する市町村負担金で、前年度との比較では、1.8パーセントの減となっております。2項徴税費は、国保税の賦課事務に係る経費でございます。1目徴税総務費は、国保賦課係8名分の人件費で、前年度との比較では、6.2パーセントの減となっております。273ページをお願いいたします。2目賦課徴収費は、国保税の賦課事務に係る事務経費で、前年度との比較では、9.9パーセントの増となっております。12節委託料の電算委託料は、国保加入者の資格、給付管理の共同電算処理や、被保険者証の作成等の電算業務委託料でございます。また、電算委託料（システム改修）については、令和4年度からの未就学児の均等割5割軽減の制度化に併せて、市独自に18歳までの国保税の均等割5割軽減を実施するためのシステム改修に係る経費を計上するものでございます。18節負担金補助及び交付金の日本マルチペイメントネットワーク推進協議会負担金は、ペイジー口座振替受付サービスの運営主体である同協議会への負担金でございます。また、オンライン資格確認等システム運営負担金につきましては、当該システムの運営経費を、利用者である各保険者が負担金として支払うものでございます。275ページをお願いいたします。2款保険給付費につきましても、国保特別会計の歳出予算額の約69パーセントを占めており、前年度との比較では、0.6パーセントの減となっております。減額の主な要因としては、被保険者数の減少により減となっております。なお、1人当たりの医療費については、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響等により、前年度比で減となりましたが、これまでの推移では、高齢化や医療の高度化などにより、増加傾向にあるのが現状でございます。1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費は、一般被保険者の診療や入院時などの給付分で、前年度との比較では、1.4パーセントの減となっております。2項高額療養費は、1か月間の医療費の自己負担が高額となった場合に、自己負担限度額を超えた分が支給されるものでございます。1目一般被保険者高額療養費につきましても、前年度との比較では、4.3パーセントの増となっております。ページとびまして、277ページをお願いいたします。4項出産育児諸費の1目出産育児一時金は、被保険者が出産した際に、42万円を限度として支給するもので、前年度との比較では16.1パーセントの減となっております。5項葬祭諸費の1目葬祭費は、被保険者が死亡した場合に、葬儀を執り行った方に葬儀費用として5万円を給付するもので、前年度との比較では、4.7パーセントの減となっております。6項傷病手当諸費、1目傷病手当金につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染または発熱等の症状があり感染が疑われる被用者が、療養

のため労務に服することができないときに、療養中の生活保障として支給するもので、適用期間が本年6月30日まで延長されたことに伴い、計上するものでございます。278ページをお願いいたします。3款国民健康保険事業費納付金は、県が市町村ごとに算出した額を国民健康保険事業費納付金として県に支払うものでございます。1項医療給付費分、2項後期高齢者支援金等分、3項介護納付金分に分かれており、合計で37億4,524万8,000円、前年度比では1億7,058万7,000円、4.8パーセントの増となっております。当該納付金につきましては、県が、毎年度、被保険者数や保険給付費の推計を行い、県に交付される公費等を差し引いて金額を算出し、市町村の所得や医療費の水準に応じて配分されるものでございます。279ページをお願いいたします。4項退職被保険者等分、1目精算後追加納付分につきましては、国民健康保険事業費納付金の退職被保険者等分で、国保税収納済額や医療給付費実績等による県の算定額を、その翌々年度に支払うこととなっており、令和2年度分として算定された当該納付金を県に支払うものでございます。1ページとびまして、281ページをお願いいたします。第5款保健事業費、1項、1目特定健診等事業費は、保険者に義務付けられた特定健康診査事業において、生活習慣病予防対策や生活習慣の改善指導を実施するための経費で、前年度との比較では2.9パーセントの増となっております。12節委託料の健診委託料につきましては、県総合健診協会、医療機関等に対する、特定健診及び特定保健指導の委託料でございます。18節負担金補助及び交付金の特定健診関連人間ドック等補助金は、人間ドック、脳ドック受診者の特定健診基本項目分に対する補助でございます。なお、受診者1人分の費用に対して、特定健診基本項目分が国、県の補助の対象となることから、特定健診分のドック受診実績が確定できるよう、この後御説明いたします2項、2目の疾病予防費の市単独分の人間ドック、脳ドック健診補助金と分けて計上しております。282ページをお願いいたします。2項、2目疾病予防費は、医療費適正化対策として実施している診療報酬明細書の点検、レセプト点検ですとか、市単独分の人間ドック、脳ドック健診補助金などに係る経費で、前年度比で、9.0パーセントの減となっております。18節負担金補助及び交付金の生活習慣病検診補助金は、市が行う基本健診に合わせてがん検診等などを行うことで受診の効率化を図っており、国保被保険者分の当該検診費用を補助するものでございます。次の人間ドック及び脳ドック健診補助金につきましては、人間ドック、脳ドック受診者の特定健診基本項目以外の分に対する市単独の補助で、先ほど説明させていただいた特定健診関連人間ドック等補助金と合わせて、受診費用を助成するものでございます。283ページをお願いいたします。6款基金積立金は、国保特別会計分の財政調整基金積立金で、歳入が歳出を上回る分について、今後の収支不足に備えて充当できるよう、当初予算で基金積立金を計上するものでございます。284ページをお願いいたします。7款諸支出金、1項、1目一般被保険者保険税還付金は、一般被保険者分の国保税の過年度分の過誤納還付金でございます。285ページをお願いいたします。12款予備費は、前年度と同額の計上でございます。以上が、令和4年度の国民健康保険特別会計の歳入歳出予算案でございます。よろしくをお願いいたします。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** 私から。258ページで、健康診断委託料というのがありましたけれども、これは年度を超えて支払の可能性があるのでということで計上したと。

○**元川国保年金課長** こちらは、健康診断後に実施いたします特定保健指導というのがございます。これが一定期間、大体期間的には3か月から6か月ぐらい掛かるものでして、その関係で年度を超える場合がございますことから、その期間と限度額というものを設定させていただいております。以上でございます。

○**下村委員長** 指導で出てくると。分かりました。つぎに、268ページの一般会計繰入金の2節保険基盤安定繰入金(保険者支援分)というのがあるんですね。これは、ちょっと収入が足りないということなのですか。それとも、どういう事情ですかね。教えてください。

○**元川国保年金課長** こちらのほうは、保険者支援分ということで、お題目どおりに言わせていただくと、低所得者を多く抱える保険者を支援するため、内容としては保険税軽減の対象となった一般被保険者の人数に応じて、さらにちょっとややこしいのですが、その人数に平均保険税の一定割合というのを換算して、公費でその分を補填しましょうよという内容になっております。状況を申し上げますと、保険者支援分のほうで令和2年度と今年度の見込みを比較すると、全体の金額としては令和2年度よりも大体マイナス0.96パーセントという状況で、こちらは2割、5割、7割の軽減に該当する方の人数に、先ほど申し上げた支援率というのを掛けて金額が算定されているようなものでございます。

○**下村委員長** そうすると、土浦市はそういう低所得者の人が多いということでのいいか。同規模の市町村と比べると。

○**元川国保年金課長** ほかの市町村の状況は、調べてみないとよく分からないのですが、先日の一般質問の答弁にもございましたとおり、2割、5割、7割の軽減を受けている方がほぼ半数以上という状況がございますので、全体的によく言われている国民健康保険加入の方は、低所得の方が多いというのと照らし合わせて、どの程度のレベルなのかというのは、調査してみないと何とも言えないのですけれども、そういった状況でございます。

○**下村委員長** もう一つ。先ほど異議なしになった議案第4号、今回国民健康保険税の条例の一部改正をするわけですね、令和4年度から開始する。そうすると、令和4年度はどのような影響があるのかを少し教えていただきたいのですけれども。

○**元川国保年金課長** 2方式に伴って、何度か議案の中でも御説明させていただいたとおり、保険料を今まで平等割という1世帯当たりいくらというのがあったのを、全部無くすということで、それを均等割に乗せるようなかたちで、実施ということで予定しております。なおかつ、その均等割にただ乗せると、税額が非常に多人数世帯ではかさんでしまうので、コロナの影響もあるので基金3億円を繰り入れて抑えましょうということで実施するもので、予算上見えてきますのが、先ほど冒頭に御案内をした保険税の部

分で、3億円を投入して抑えた、高校生の減免、未就学児の減免分も加味した保険税の歳入ということで見込んでおりますので、対前年度比での減額部分が軽減策の影響によるものということ。あと繰入金。これまで基金繰入れというのは行っていなかったのですけれども、繰入金として3億円プラス先ほど御案内した二千数百万という更正。市独自で行う高校生までの均等割半額分という部分が、2方式に伴って予算として見えてくる部分として、一番大きな部分です。それ以外では、県繰入金ということで、今度ルール化された未就学児の軽減分の国、県分の歳入が、若干増えるというものが主な内容化と存じます。

○**下村委員長** そうしますと、基金を取り崩して投入して、保険料を軽減しているという、いつまで続くか分からない可能性が。その影響の予想というのは、何年後位までこのままでいけるのか、あるいは料金を上げるのかとか、そういう影響があるのだと思うのですけれども、そこらへんも教えていただければ。

○**元川国保年金課長** 委員長のおっしゃるとおり、基金も限りある金額で、再三御案内させていただいている昨年の5月末次点で19億円。それで今回は3.2億円位の繰入れを行うわけですけれども、まだ令和3年度の決算が、あくまでも見込みもあいまいな状況の中で申し上げるのも詭弁かもしれませんけれども、令和3年度はまだ基金に積立てができそうな状況でございます。それによっても若干スパンが変わってくると思うのですけれども、執行部といたしましては、コロナの影響とかももちろん加味したうえで、財政のシミュレーションを行って、県の納付金というのも今回、結構増えているわけなのですけれども、今後の増え幅も予測したうえで方策といたしましては、本来均等割に乗せて、3億円で抑えているわけなので、社会情勢を見ながら、乗せた額に徐々に近づけていって、財政の持続化の部分も考慮したうえで、毎年度運営協議会のほうに諮って、決定してまいりたいと、今のところは考えております。

○**下村委員長** 分かりました、ありがとうございます。それでは、採決をいたします。議案第16号は、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**下村委員長** 御異議なしと認めます。よって、議案第16号、令和4年度土浦市国民健康保険特別会計予算は、原案どおり決しました。つぎに、議案第17号、令和4年度土浦市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○**元川国保年金課長** 議案第17号、令和4年度土浦市後期高齢者医療特別会計予算(案)について説明いたします。292ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額は、それぞれ22億866万8,000円で、対前年度比では、1億3,510万6,000円、6.5パーセントの増となっております。増額の主な要因につきましては、被保険者数の増加によるもので、被保険者数は令和4年1月末現在で2万1,370人、前年の同月末との比較では620人、3.0パーセントの増となっている状況でございます。それでは、歳入から説明させていただきますので、298ページをお願いいたします。1款後期高齢者医療保険料は、被保険者の医療給付に充てる財源として徴収するもので、年金から差し引かれる特別徴収と、納付書により納付していただく普通徴収に分かれて

おり、対前年度比で、5.8パーセントの増となっております。なお、保険料率は2年ごとに見直しが行われており、令和4年度は見直しの年に当たりますが、保険料率は据置きとなります。1項、1目特別徴収保険料は、現年度分のみで、年金からの天引きのため、予算計上率は100パーセントとなっております。2目普通徴収保険料は、現年度分・過年度分とも、令和2年度決算時の収納率を踏まえて、予算計上しております。ページとびまして、300ページをお願いいたします。3款繰入金、1項、1目事務費繰入金は、職員4名分の人件費や電算処理業務委託料などの事務経費に対する一般会計からの繰入れで、前年度との比較では、18.6パーセントの増となっております。2目保険基盤安定繰入金は、保険料軽減分を公費で負担するための繰入れで、一般会計に交付された県支出金に市費分を合わせて、同会計から繰り入れるもので、前年度との比較では、8.2パーセントの増となっております。1ページとびまして、302ページをお願いいたします。第5款諸収入でございます。4項、1目雑入の後期高齢者健康診査業務委託金は、生活習慣病予防対策として、県広域連合からの受託により実施している被保険者の健康診査の委託金が主なものでございます。以上が歳入予算でございます。つづきまして、歳出予算について説明いたしますので、303ページをお願いいたします。1款総務費は、後期高齢者医療に係る職員の人件費などの事務経費で、前年度との比較では、18.5パーセントの増となっております。増額の主な要因につきましては、令和4年10月からの窓口負担割合2割導入に伴う被保険者証の2回送付によるものです。11節役務費の通信運搬費が、先ほど申し上げました保険者証などの郵送料でございます。304ページをお願いいたします。2款後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者が納付した保険料等を、県広域連合へ納付するもので、前年度との比較では、6.2パーセントの増となっております。305ページをお願いいたします。3款保健事業費、1項、1目健康診査費は、広域連合からの受託により実施する被保険者の健康診査を行うための経費で、前年度との比較では、6.6パーセントの増となっております。2目疾病予防費は、広域連合が指定する健康診査の基本項目以外に対する市単独分の健康診査委託料と、人間ドック及び脳ドックへの補助等で、前年度との比較では、0.7パーセントの増となっております。1ページとびまして、307ページをお願いいたします。5款予備費は、前年度と同額の100万円の計上でございます。以上が、令和4年度の後期高齢者医療特別会計の歳入歳出予算（案）でございます。よろしくお願いいたします。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

（「なし」の声あり）

○**下村委員長** それでは、採決をいたします。議案第17号は、原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○**下村委員長** 御異議なしと認めます。よって、議案第17号、令和4年度土浦市後期高齢者医療特別会計予算は、原案どおり決しました。つぎに、議案第18号、令和4年度土浦市介護保険特別会計予算を議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○塚本高齢福祉課長 議案第18号、令和4年度土浦市介護保険特別会計予算につきまして、御説明いたします。予算書312ページをお願いいたします。介護保険の給付事業でございます保険事業勘定の歳入歳出予算の総額につきましては、それぞれ124億477万2,000円で、対前年比2億7,801万円、2.3パーセントの増となっております。それでは、保険事業勘定の歳入から、主なものにつきまして御説明いたします。予算書の320ページをお願いいたします。1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料につきましては、65歳以上の第1号被保険者の保険料でございます。前年比7,696万1,000円、2.9パーセントの増でございます。つづきまして、322ページをお願いいたします。3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金につきましては、保険給付費に対しての国の負担分で、居宅サービス給付費の20パーセント及び施設サービス給付費の15パーセントで、前年比4,728万7,000円、2.3パーセントの増でございます。2項国庫補助金、1目調整交付金につきましては、国庫負担金の調整分で、国の示す交付率によるものでございます。2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）につきましては、日常生活支援総合事業に対する交付金で、事業費の20パーセントとなっております。3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）につきましては、包括的支援事業、任意事業に対する交付金で、事業費の38.5パーセントとなり、前年比837万4,000円、9.9パーセントの増を見込んでおります。5目保険者機能強化推進交付金につきましては、市町村による高齢者の自立支援、重度化防止等の取組を支援するための交付金で、前年同額を見込んでおります。6目介護保険保険者努力支援交付金につきましては、市町村による予防、健康づくり高齢者の自立支援、重度化防止等の取組を支援するための交付金で、前年比92万3,000円、4.0パーセントの減を見込んでおります。323ページをお願いいたします。4款、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金につきましては、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料で、保険給付費の27パーセントが社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、前年比6,994万8,000円、2.3パーセント増を見込んでおります。2目地域支援事業支援交付金については、介護予防、生活支援サービス事業費、一般介護予防事業費の27パーセントが支払基金から交付されるもので、前年比171万3,000円、2.9パーセント増を見込んでおります。324ページをお願いいたします。5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金につきましては、保険給付費の県負担分で、居宅サービス給付費の12.5パーセントと、施設サービス給付費の17.5パーセントが交付されるもので、前年比3,690万9,000円、2.2パーセント増を見込んでおります。5款県支出金、2項県補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）につきましては、日常生活支援総合事業に対する交付金で、事業費の12.5パーセントとなり、前年比79万4,000円、2.9パーセントの増を見込んでおります。2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）につきましては、包括的支援事業、任意事業に対する交付金で、事業費の19.25パーセントとなり、前年比418万8,000円、9.9パーセントの

増を見込んでおります。326ページをお願いいたします。7款繰入金，1項一般会計繰入金，1目介護給付費繰入金につきましては，保険給付費の市負担分で，保険給付費の12.5パーセントを一般会計から繰入れするもので，前年比3,238万3,000円，2.3パーセント増を見込んでおります。4目低所得者保険料軽減繰入金につきましては，低所得者の保険料負担軽減策として，保険料段階が第1段階から第3段階の方の保険料負担率を引き下げするため，一般会計から繰入れするもので，財源の内訳は国が2分の1，県と市がそれぞれ4分の1の負担となっており，前年比33万2,000円，0.2パーセント増を見込んでおります。5目その他一般会計繰入金，1節職員給与費等繰入金につきましては，介護保険事業に携わる職員の人件費に対する一般会計からの繰入金でございます。2項基金繰入金，1目介護給付費準備基金繰入金につきましては，保険給付費の不足分を準備基金から取り崩して充当するものでございます。歳入につきましては以上でございます。次に歳出について御説明申し上げます。329ページをお願いいたします。1款総務費，1項総務管理費，1目一般管理費につきましては，介護保険事業に携わる職員18名の人件費のほか，介護保険事務処理に係る電算業務委託料等の経費で，前年比574万2,000円，4.0パーセントの減を見込んでおります。330ページをお願いいたします。3項，1目介護認定審査会費の1節報酬につきましては，介護認定審査会審査員36人に対するものでございます。2目認定調査等費につきましては，介護認定調査等に要する経費でございます。前年比329万4,000円，5.0パーセントの減を見込んでおります。11節役務費の手数料は，要介護認定に係る主治医意見書作成料となります。12節委託料につきましては，居宅介護支援事業所等への認定調査に伴う委託料が主なものでございます。332ページをお願いいたします。2款保険給付費につきましては，保険事業勘定の94.3パーセントを占めており，各種介護保険サービスの提供に要した経費として，茨城県国民健康保険団体連合会に支払う費用でございます。また，サービス費につきましては，国保連を通してサービス提供事業者へ支払うものでございます。1項介護サービス等諸費，1目居宅介護サービス給付費につきましては，要介護認定者が利用した居宅介護サービス費をサービス提供事業者を支払う費用で，7,669万5,000円，1.8パーセントの増を見込んでおります。3目施設介護サービス給付費につきましては，要介護認定者が入所している施設において利用したサービス費用を施設事業者を支払う費用で，1億1,484万9,000円，3.0パーセントの増を見込んでおります。6目居宅介護住宅改修費につきましては，要介護認定者の方が，手すりの取付けや段差解消などの住宅改修をした際の改修費について，20万円を限度に利用者に償還払いする費用で，637万1,000円，20.3パーセントの減を見込んでおります。7目居宅介護サービス計画給付費につきましては，要介護認定者が介護保険サービスを利用する際のケアプランの作成費用を作成事業者を支払う費用で，808万7,000円，1.4パーセントの増を見込んでおります。333ページをお願いいたします。9目地域密着型介護サービス給付費につきましては，要介護認定者が利用したグループホームや認知症対応型デイサービスなどの地域密着型サービス費用をサービス提供事業者を支払う費用で，2,9

00万2,000円, 1.7パーセントの増を見込んでおります。2項介護予防サービス等諸費につきましては, 要支援1と要支援2の方への各種介護予防サービスの提供に要する費用でございます。1目介護予防サービス給付費につきましては, 要支援の方が利用した介護予防サービス費用をサービス提供事業者を支払うもので, 542万7,000円, 5.1パーセントの増を見込んでおります。334ページをお願いいたします。4目介護予防住宅改修費につきましては, 要支援の方が, 手すりの取付けや段差解消などの住宅改修をした際の改修費について, 20万円を限度に利用者に償還払いする費用で, 234万8,000円, 21.5パーセントの増を見込んでおります。5目介護予防サービス計画給付費につきましては, 要支援の方が介護予防サービスを利用する際のケアプラン作成費用を, 作成事業者を支払う費用で, 233万4,000円, 11.5パーセントの増を見込んでおります。335ページをお願いいたします。真ん中の箱の4項高額介護サービス等費, 1目高額介護サービス費につきましては, 要介護認定者が支払った居宅介護サービス費用が, 一定額を超えた場合, その超えた額について償還払いする費用で, 2,928万円, 9.3パーセントの増を見込んでおります。5項高額医療合算介護サービス等費, 1目高額医療合算介護サービス費につきましては, 1年間の医療保険と介護保険を合わせた自己負担額が, 一定額を超えた場合に, その超えた額について償還払いする費用で, 420万2,000円, 9.5パーセントの増を見込んでおります。336ページをお願いいたします。6項特定入所者介護サービス等費, 1目特定入所者介護サービス費につきましては, 要介護認定者のうち, 非課税世帯などの低所得者の方が, 施設に入所した場合の居住費, 食費の自己負担分を軽減する費用で, 60万6,000円, 0.1パーセントの増を見込んでおります。337ページをお願いいたします。3款地域支援事業費, 1項介護予防・生活支援サービス事業費につきましては, 平成29年度から実施しております日常生活支援総合事業となります。1目介護予防・生活支援サービス事業費, 18節負担金補助及び交付金の負担金につきましては, 要支援の方又は総合事業対象者が利用したサービス費用を, 国保連合会を通して, サービス提供事業者を支払う費用でございます。2目介護予防ケアマネジメント事業費, 18節負担金補助及び交付金の負担金につきましては, 総合事業の対象の方がサービスを利用する際のケアプランの作成費用でございます。2項, 1目一般介護予防事業費につきましては, 338ページにかけてになりますが, シルバーリハビリ体操教室の開催経費やシルバーリハビリ体操指導士養成, 地域リハビリテーション活動支援事業に係る経費, また, 市内8か所がございます生きがい対応型デイサービス事業の補助金等, 高齢者の方々がいつまでも元気で, 介護が必要とならないようにするための事業に要する費用でございます。338ページの下の方, 3項包括的支援事業・任意事業費の1目総合相談事業費, 2目権利擁護等事業費, 339ページの3目包括的ケアマネジメント支援事業費までは, 市内に2か所ございます地域包括支援センターの基本業務で, 要支援の方などの介護予防プランを作成する業務や, 介護保険などの総合相談, 高齢者虐待対応など, 地域包括支援センターへの委託料及び地域包括支援センターのランチとして高齢者やその家族からの相談に応じ必要なサービスが受けられるよう連絡調整等を行う, 市内に

ございます在宅介護支援センターへの委託料が主なものでございます。4目任意事業費につきましては、12節委託料の説明欄にございます、施設入所者の相談や傾聴を行う介護相談員派遣事業委託料やひとり暮らし高齢者等への食事を配達し、安否確認を行う高齢者等配食サービス事業委託料、外出先での救急搬送や保護された時に、緊急時の連絡先や、警察、消防などへの情報提供を行う高齢者等見守りキーホルダー事業委託料など高齢者の見守りに係る事業の経費となります。5目在宅医療・介護連携推進事業費につきましては、340ページにかけてになりますが、多職種協働による、在宅医療と介護を一体的に提供できる支援体制の構築、運営を図るための事業に要する費用で、人生の最後まで、住み慣れた我が家で暮らし続けることができるような地域づくりを行うもので、市民向けに在宅医療、介護や看取りをテーマにした映画の上映や講演会を開催するほか、多職種連携研修会等に係る費用が主なものでございます。340ページの6目生活支援体制整備事業費につきましては、地域住民を含めた多様な主体を活用して、支援が必要な高齢者に対するサービス提供体制の構築を図るため、社会福祉協議会へ協議体の運営などを行ってもらった委託料や、生活支援担い手養成講座の開催にかかる委託料が主なものでございます。7目認知症総合支援事業費につきましては、認知症になっても住み慣れた地域で暮らしていけるよう、認知症の方やその家族を地域ぐるみで支援することのできる体制の構築を図る事業でございまして、認知症初期集中支援チームの設置や認知症カフェの開催に要する費用などが主なものでございます。8目地域包括支援センター費につきましては、地域包括支援センターうららの保健師2名分の人件費でございます。342ページをお願いいたします。4款、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金につきましては、基金利子及び決算余剰金等を介護給付費準備基金へ積立てるものでございます。343ページ、5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金につきましては、第1号被保険者の過誤納に対する還付金で、前年同様の計上でございます。344ページをお願いいたします。6款、1項、1目予備費は、前年と同額の計上となっております。以上が、介護保険特別会計の主なものでございます。よろしくをお願いいたします。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○**鈴木委員** 332ページの居宅介護住宅改修費の約2,500万円だけれども、件数的には何件位を見込んでいるのですか。

○**塚本高齢福祉課長** 件数的には、費用的なもので過去の伸び率から推計しておりますので件数からではないのですが、割返しをいたしますと、125件ほどになるかと思えます。

○**鈴木委員** ありがとうございます。つづいて、339ページの高齢者等見守りキーホルダー。これも、利用の見込みが分かれば。

○**塚本高齢福祉課長** 2月末現在で、現在利用されている方が、1,048人でございます。ここからプラスで増える方もいらっしゃいますし、あるいは不要、お亡くなりになって必要が無くなる方もございますので、その前の令和2年度末の利用実績が1,070人で、今年度が1,048ということで若干減ったりしていますので、増減はある

のですが、1,050人前後の推移ではないかと思われます。以上でございます。

○鈴木委員 340ページの認知症初期集中支援チームの構成メンバーはどういうところから、事業所からきているとか、そういう構成メンバーを。

○塚本高齢福祉課長 認知症初期集中支援チームにつきましては包括支援センター、ウララとか神立に設置しております、専門職の方、あるいは医師も含まれてございまして、認知症に対応していく方法について検討しているものでございます。

○鈴木委員 その医師の場合は自分のかかりつけの医師ではなくて、そういう事業をやっているお医者さんが当たってくれるということですか。

○塚本高齢福祉課長 おっしゃるとおりかかりつけ医ではなくて、包括支援センターでお願いをしている、主に精神科医の方が多かったと思いますが、そういった医師の方でございまして。

○塚原委員 2点ほど教えていただきたい。339ページ、先ほどのキーホルダーの上の高齢者等配食サービス。これは、大体何人位配食サービスをやられていて、仮に新しくやりたいなという場合には、どういう手段で申込みかを教えていただければ。

○塚本高齢福祉課長 配食サービスにつきましては、対象となる方についてでございますが、65歳以上の一人暮らしの高齢者という方。もしくは、高齢者のみの世帯の方。もう1点ございまして、特定疾病により要介護または要介護認定を受けている40歳以上の方。大体この3パターンでございます。こちらにつきましては、配食事業者については、国分町にございます配食事業者をお願いしてございます。今現在は、市内1か所でございますので、この一つの事業者が配食サービスを行っているのが現状です。こちらの利用者でございますが、こちらについても増減がございまして、今手元にございますのが令和2年度末の利用者でございますが、141名の方が利用されていたという状況でございます。

○塚原委員 申込方法とかは。

○塚本高齢福祉課長 基本的には高齢福祉課の方に御連絡をいただきますと、後日地区担当の在宅介護支援センターの職員が調査に行きまして、先ほど申し上げました一人暮らしの高齢者であるとか、あるいは高齢者のみの世帯であるのかということを確認させていただいて、地元の民生委員さんの意見を伺ってそれで決定をするという手続きでございまして。

○福田委員 340ページの認知症総合支援事業費なのですが、これに関連いたしまして、市内で認知症と認められる方を高齢福祉課ではどの程度把握しているのでしょうか。

○塚本高齢福祉課長 手元に資料がございませんので、後ほど確認をして報告させていただきたいと思っております。

○下村委員長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 私から。科目計上みたいなもの、332ページから333ページ、334ページに1,000円というのがあるのですね。消すことができないからということで、ずっと残しているのですか。

○塚本高齢福祉課長　こちらはほとんど科目計上となっておりますが、特例と頭についているものがほとんどかと思うのですが、この特例というのが介護認定を受ける前であっても緊急性が高くて手続きをします。ただし、あくまでも申請だけは行っていただくということで、介護認定がまだ下りていない方に支給する場合に、特例を使って支給するものですから、科目だけを設定しているという状況でございます。

○下村委員長　ありがとうございます。それでは、採決をいたします。議案第18号は、原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○下村委員長　御異議なしと認めます。よって、議案第18号、令和4年度土浦市介護保険特別会計予算は、原案どおり決しました。つぎに、議案第29号、令和3年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算第3回を議題といたします。資料は、議案27号～32号をお開きください。執行部より説明をお願いします。

○元川国保年金課長　50ページをお願いいたします。議案第29号、令和3年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算第3回について説明させていただきます。今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億2,264万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を145億1,559万3,000円とするものでございます。歳入から説明させていただきますので、55ページをお願いいたします。第1款国民健康保険税でございます。

1項、1目、一般被保険者国民健康保険税の1節医療給付費分現年課税分から3節介護納付金分現年課税分につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免見込額を、各区分ごとにそれぞれ減額補正するものでございます。なお、この減額分につきましては、この後御説明させていただきます災害臨時特例補助金等により補填されることとなっております。4款国庫支出金、1項、1目、1節災害臨時特例補助金のうち、災害臨時特例補助金につきましては、東日本大震災の福島原発事故に伴う避難者の国保税及び医療機関に支払う一部負担金の減免分を補填する補助金で、対象経費の減少により減額補正するものでございます。また、災害臨時特例補助金（新型コロナウイルス感染症対応分）につきましては、先ほど説明いたしました新型コロナウイルス感染症の影響による国保税の減免分を補填する補助金で、減免見込額を計上するものでございます。同じく、2目、1節社会保障・税番号制度システム整備費補助金のマイナンバーカードの健康保険証利用申込み支援事業費補助金につきましては、マイナンバーカードを健康保険証として利用するための初期設定支援に必要な経費が交付されるもので、当該支援用の端末借上料及びデータ通信料を計上するものでございます。第5款、県支出金、1項、1目、2節特別交付金の特定健診等負担金につきましては、特定健診等の実施に対する負担金で、額の確定に伴い、減額補正するものでございます。56ページをお願いいたします。第6款財産収入、1項、1目利子及び配当金につきましては、国保財政調整基金積立金の利子の見込額により増額補正するものでございます。第7款繰入金、1項、1目一般会計繰入金の1節保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）につきましては、一般被保険者の低所得者に対する保険税軽減分を県と市で負担するための繰入れで、額の確定により増額補正するものでございます。2節保険基盤安定繰入

金（保険者支援分）につきましては、低所得者が多い国民健康保険者の支援分として、国、県、市で負担するための繰入れで、額の確定により増額補正するものです。5節財政安定化支援事業繰入金につきましては、国民健康保険が低所得者や高齢者の加入割合が多いことなど、保険者の責めに帰すことのできない実情に対し、財源として国から交付税措置される繰入れで、額の確定により減額補正するものでございます。第8款繰越金につきましては、令和2年度決算剰余金の計上による増額補正でございます。つづきまして、歳出でございます。57ページをお願いいたします。第6款基金積立金につきましては、今回の補正予算の歳入と歳出の差額を財政調整基金積立金に計上するものでございます。第7款諸支出金、1項、5目保険給付費等交付金償還金につきましては、令和2年度の保険給付費等交付金の特別交付金において、実績額の確定により、超過交付が生じたため、返還額を計上するものでございます。2項、1目一般会計繰出金につきましては、国民健康保険保険基盤安定負担金が過大交付となっていたことが判明したことから、平成28年度から令和2年度の過大交付分を自主返還するため、国民健康保険特別会計から一般会計への繰出金として返還額を計上するものでございます。以上が、令和3年度土浦市国民健康保険特別会計の歳入、歳出補正予算第3回でございます。よろしくをお願いいたします。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

（「なし」の声あり）

○**下村委員長** それでは、採決をいたします。議案第29号は、原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○**下村委員長** 御異議なしと認めます。よって、議案第29号、令和3年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算第3回は、原案どおり決しました。つぎに、議案第30号、令和3年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算第2回を議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○**元川国保年金課長** 58ページをお願いいたします。議案第30号、令和3年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算第2回について説明いたします。今回の補正は、歳入歳出それぞれ6,847万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を21億4,201万3,000円とするものでございます。歳入から説明させていただきますので、63ページをお願いいたします。第1款後期高齢者医療保険料でございます。1目特別徴収保険料につきましては、年金からの天引きのため現年度分のみとなっております。収入見込額により増額補正するものでございます。2目普通徴収保険料につきましても、収入見込額により、1節現年度分及び2節過年度分を増額補正するものでございます。第3款繰入金、1項、2目保険基盤安定繰入金でございます。うち、保険基盤安定負担金（低所得者の保険料軽減分）繰入金につきましては、低所得者の保険料軽減分を公費で負担するための繰入れで、額の確定により増額補正するものでございます。また、同負担金（被用者保険被扶養者の保険料軽減分）繰入金につきましては、後期高齢者医療制度加入前に、会社の社会保険等の健康保険の被扶養者であった場合、加入後2年間に限

り、保険料が軽減となり、その分を公費で負担するための繰入れで、額の確定により減額補正するものでございます。第4款繰越金でございます。令和2年度決算剰余金の計上による増額補正でございます。つづきまして、歳出でございます。64ページをお願いいたします。第2款後期高齢者医療広域連合納付金でございます。うち、後期高齢者医療保険料納付金につきましては、収納済みの保険料を広域連合に納付するもので、収納見込額及び令和2年度決算剰余金の計上による増額補正でございます。また、同じく保険基盤安定納付金につきましては、低所得者等の保険料軽減に係る公費負担分を広域連合に納付するもので、額の確定による増額補正でございます。以上が、令和3年度土浦市後期高齢者医療特別会計の歳入、歳出補正予算第2回でございます。よろしくお願いいたします。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** それでは、採決をいたします。議案第30号は、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**下村委員長** 御異議なしと認めます。よって、議案第30号、令和3年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算第2回は、原案どおり決しました。次に、議案第31号、令和3年度土浦市介護保険特別会計補正予算第4回を議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○**塚本高齢福祉課長** 御説明の前に、先ほど福田委員より御質問がありました認知症の人数でございますが、手元でございますので、令和2年1月1日現在でございますが、4,035人という数字を把握しております。こちらにつきましては、在宅と施設に入っている方の合わせた人数で4,035人という状況でございます。それでは、議案第31号、令和3年度土浦市介護保険特別会計補正予算第4回につきまして、御説明いたします。65ページをお願いします。今回の補正につきましては、令和3年度収支の見込みに基づき、それぞれの予算科目において増減を行い、合計で増額となるものです。保険事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ846万8,000円を追加し、予算の総額を、121億8,359万2,000円とするものでございます。70ページをお願いします。1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料の1節現年度分特別徴収保険料につきましては、収入見込額が当初見込額を下回ることが見込まれたことから減額するもので、2節現年度分普通徴収保険料につきましては、収入見込額が当初見込額を上回ることが見込まれたことから、増額するものでございます。3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金につきましては、国の交付決定に基づき、減額するものでございます。2項国庫補助金、1目調整交付金につきましても、国の交付決定に基づき、減額するものでございます。4目介護保険災害臨時特例補助金につきましては、東日本大震災による避難指示区域からの避難者の介護保険料軽減分の国からの補助で、国の交付決定に基づき増額するものです。5目保険者機能強化推進交付金につきましては、自立支援、重度化防止等の取組を支援するための交付金で、国の交付決

定に基づき、増額するものでございます。6目介護保険保険者努力支援交付金につきましては、令和2年度から新規に制定された交付金で、市町村による予防健康づくり高齢者の自立支援、重度化防止等の取組を支援するための交付金で、国の交付決定に基づき、減額するものでございます。7目介護保険事業費補助金につきましては、介護保険の制度改正に伴い、介護保険システムの改修に係る経費で、国からの補助金となります。8目介護保険災害等臨時特例補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症により収入が減少した第1号被保険者保険料減免分に対する国からの補助金となります。71ページをお願いします。4款、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金につきましては、40歳から65歳未満の第2号被保険者の保険料で、支払基金からこれまでの実績に応じた交付決定があり、その額が減額となったことから、減額をするものでございます。5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金につきましても、県の交付決定に基づき、減額するものでございます。6款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金につきましては、令和3年度の介護給付費準備基金運用利息でございます。72ページをお願いします。7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金につきましては、当初の見込みよりも保険給付費が下回ることが見込まれたことから、減額するものでございます。2目地域支援事業費繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）につきましては、当初の見込みよりも介護予防・生活支援サービス事業負担金が上回ることが見込まれたことから、増額するものでございます。4目低所得者保険料軽減繰入金につきましては、国の交付決定に基づき、減額するものでございます。2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金につきましては、保険料収入や国、県支出金等が歳出に対し不足する場合、基金を取り崩して充当するもので、今回、歳出に対し歳入が不足することから、増額するものでございます。9款諸収入、2項雑入、1目第三者納付金につきましては、交通事故等により介護保険を利用した方の費用について、加害者から納付されたもので、実績が多くなったことから増額するもの。また、2目返納金につきましては、介護給付費等の返還金で、収入額に合わせて増額するものでございます。つづきまして、歳出について御説明いたします。73ページをお願いします。3款地域支援事業費、1項、1目介護予防・生活支援サービス事業費並びに2目介護予防ケアマネジメント事業費につきましては、当初の見込額を上回ることから、増額するものでございます。4項その他諸費、1項審査支払手数料につきましても、当初の見込額を上回ることから、増額するものでございます。4款、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金につきましては、基金運用利息や第1号被保険者延滞金のほか、第三者納付金や介護給付費返還金等を基金に積立するもので、当初の見込みを上回ることから、増額するものでございます。説明につきましては、以上でございます。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

（「なし」の声あり）

○**下村委員長** それでは、採決をいたします。議案第31号は、原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○**下村委員長** 御異議なしと認めます。よって、議案第31号、令和3年度土浦市介護保険特別会計補正予算第4回は、原案どおり決しました。執行部からその他ございますか。

(「ございません」の声あり)

○**下村委員長** 委員の皆さんからその他ございますか。

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** 以上で、当委員会に付託されました議案及び請願陳情の審査は終了いたしました。執行部の方は退席して結構です。長時間お疲れ様でした。委員の皆さんは、今しばらくお願いします。

【執行部退席】

○**下村委員長** それでは次に、各種委員会等委員の選出についてになります。土浦市学区審議会委員をお願いします。2名の選出となります。任期は、令和4年6月1日から令和6年5月31日。前回の委員は、鈴木委員、田子委員でした。いかがいたしますか。

(「継続」の声あり)

○**下村委員長** それでは、土浦市学区審議会委員については、鈴木委員、田子委員にお願いいたします。選出された委員はよろしくお願いします。つぎに、土浦市立学校給食センター運営審議会委員をお願いします。1名の選出となります。任期は、令和4年6月1日から令和6年5月31日。前回の委員は、矢口委員でした。いかがいたしますか。

(目黒委員挙手)

○**下村委員長** それでは、土浦市立学校給食センター運営審議会委員には、目黒委員にお願いいたします。選出された委員はよろしくお願いします。以上で、文教厚生委員会を閉会します。